

令和 6 年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和 7 年 12 月
厚生労働省年金局

令和 6 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

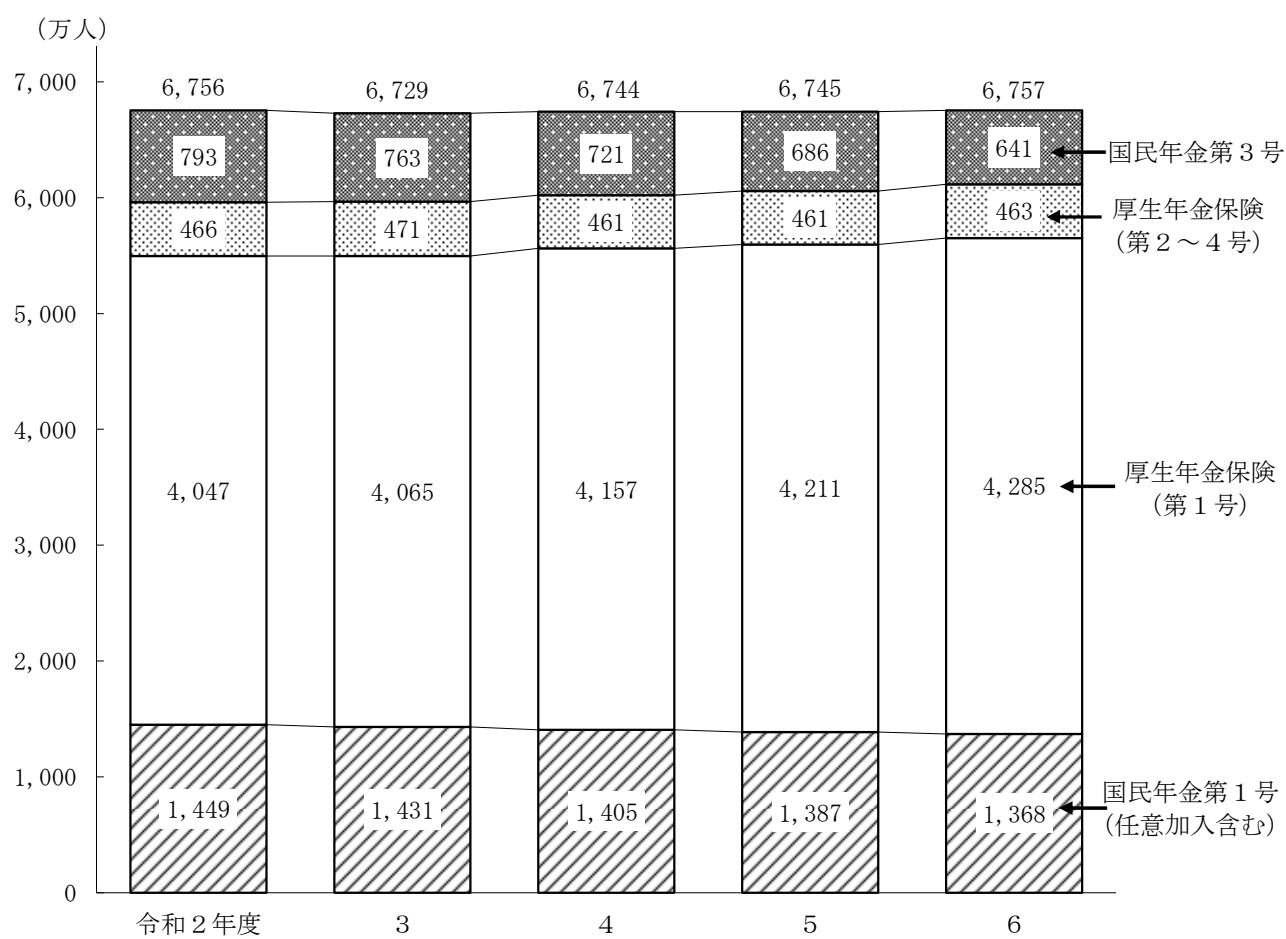
公的年金被保険者数は、令和 6 年度末現在で 6,757 万人となっており、前年度末に比べて 12 万人 (0.2%) 増加している。

国民年金の第 1 号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、令和 6 年度末現在で 1,368 万人となっており、前年度末に比べて 19 万人 (1.4%) 減少している。

厚生年金被保険者数（第 1 ~ 4 号）は、令和 6 年度末現在で 4,748 万人（うち第 1 号 4,285 万人、第 2 ~ 4 号 463 万人）となっており、前年度末に比べて 76 万人 (1.6%) 増加している。

国民年金の第 3 号被保険者数は、令和 6 年度末現在で 641 万人となっており、前年度末に比べて 45 万人 (6.5%) 減少している。

図 1 公的年金被保険者数の推移（年度末現在）



注. 厚生年金被保険者には、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,531万人となっており、前年度末に比べて8万人(0.2%)増加している。また、女子は3,226万人となっており、前年度末に比べて4万人(0.1%)増加している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和6年度末現在、単位：万人)

	総 数	国民年金 第 1 号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第 3 号 被保険者
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)	
総 数	6,757	1,368	4,748	4,285	463
男 子	3,531	723	2,795	2,529	266
女 子	3,226	645	1,953	1,756	197

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

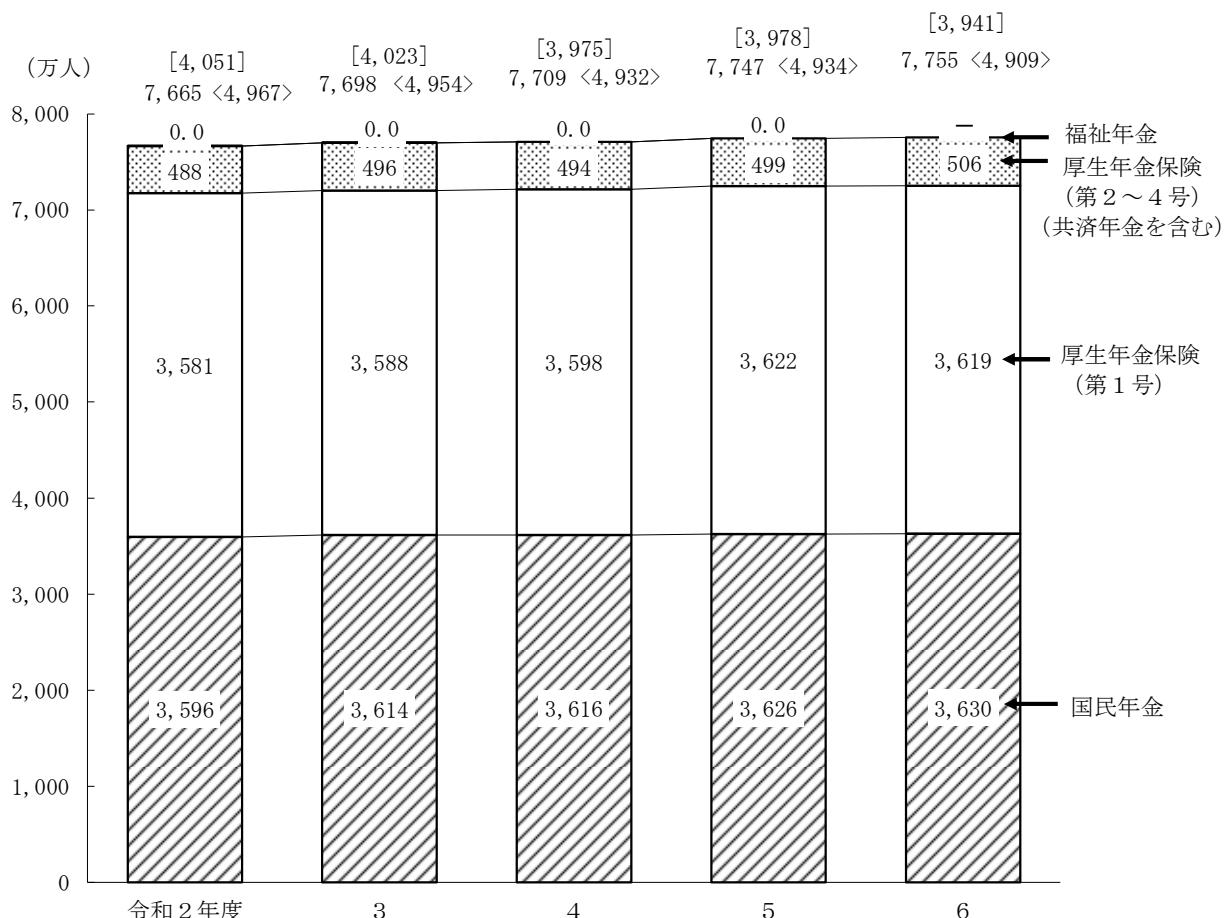
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 納付状況

公的年金受給者数（延人数）は、令和6年度末現在で7,755万人となっており、前年度末に比べて8万人（0.1%）増加している。

重複のない公的年金の実受給権者数は、令和6年度末現在で3,941万人であり、前年度末に比べて36万人（0.9%）減少している。これは、令和6年度に、女子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が63歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. <>内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

5. 福祉年金の受給者は、令和6年度末時点においては該当する計数はなしである。

公的年金受給者の年金総額は、令和6年度末現在で58兆3,311億円となっており、前年度末に比べて1兆5,030億円（2.6%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総 数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
令和2年度	560,078	243,212	316,866	255,715	61,151	0
3	560,674	244,997	315,677	254,996	60,681	0
4	557,211	244,936	312,275	253,087	59,188	0
5	568,281	251,109	317,171	257,560	59,611	0
6	583,311	258,897	324,414	263,750	60,664	—

注1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

3. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

令和6年度末現在の適用事業所数は、288.1万か所であり、前年度末に比べて9.0万か所(3.2%)増加している。

被保険者数は、令和6年度末現在で4,285万人となっており、前年度末に比べて74万人(1.8%)増加している。男女別にみると、男子は2,529万人(対前年度末比16万人、0.7%増)、女子は1,756万人(対前年度末比58万人、3.4%増)となっている。

令和6年10月より、短時間労働者が被用者保険の適用対象となる企業の規模要件が従業員51人以上に拡大されたことから、令和6年度末現在の短時間労働者を使用する事業所数は14.9万か所となっており、前年度末に比べて5.5万か所(58.8%)増加している。また、短時間労働者数は、令和6年度末現在で111万人となっており、前年度末に比べて19万人(21.1%)増加している。男女別にみると、男子は26万人(対前年度末比4万人、16.7%増)、女子は85万人(対前年度末比16万人、22.4%増)となっている。

育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和6年度末現在で51万人であり、前年度末に比べて0.6万人(1.1%)増加している。男女別にみると、男子は4万人(対前年度末比0.6万人、20.1%増)、女子は47万人(対前年度末比0.1万人、0.2%減)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

(年度末現在)

事業所数 (千か所)		(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)			(再掲) 短時間労働者数(万人)			(再掲) 育児休業等保険料 免除者数(万人)			
			総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	
				子	子		子	子		子	子	
令和2年度	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39	45	1.0	44	
3	2,598	40	4,065	2,474	1,590	57	14	42	47	1.5	45	
4	2,688	91	4,157	2,498	1,659	82	20	62	49	2.5	46	
5	2,791	94	4,211	2,512	1,699	92	22	70	50	3.2	47	
6	2,881	149	4,285	2,529	1,756	111	26	85	51	3.8	47	
伸び率 (%)	令和2年度	3.0	2.7	0.2	△ 0.4	1.2	12.3	6.6	14.4	5.0	35.2	4.5
3	3.5	4.3	0.4	△ 0.2	1.4	7.4	5.1	8.2	3.8	47.0	2.9	
4	3.4	129.0	2.3	1.0	4.3	44.5	40.1	45.9	4.3	69.4	2.2	
5	3.8	3.6	1.3	0.6	2.4	11.7	8.9	12.7	2.6	28.6	1.2	
6	3.2	58.8	1.8	0.7	3.4	21.1	16.7	22.4	1.1	20.1	△ 0.2	

注1. 事業所数には船舶所有者を含む。

2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。

3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。

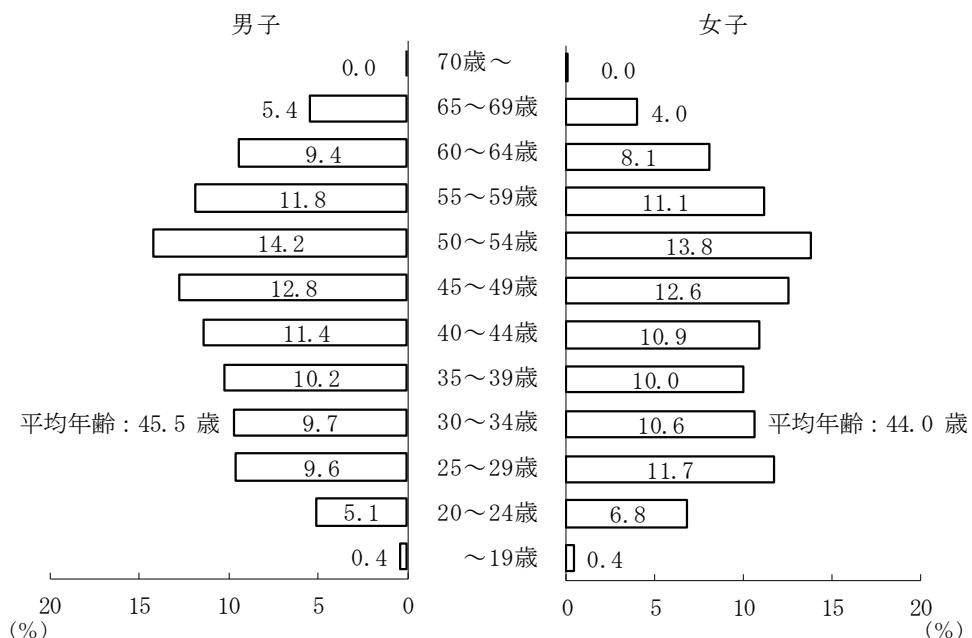
4. 令和6年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は137,005、被保険者数は1,100,215人、任意加入の事業所数は12,324、被保険者数は12,006人である。

5. 育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

6. 育児休業等保険料免除者数には、船員については、令和4年10月以降保険料免除の対象となった、育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日の属する月が同一であり、かつ、当該月に14日以上の育児休業等を取得した場合を含まない。

令和6年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は45.5歳、女子は44.0歳となっている。

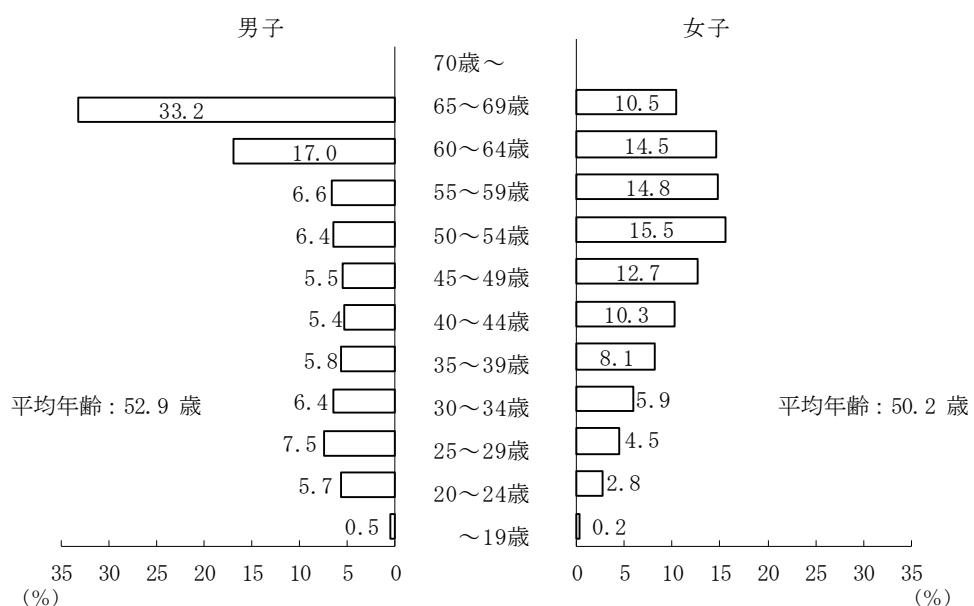
図3 厚生年金保険（第1号） 被保険者の年齢構成（令和6年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

令和6年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっている。女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は52.9歳、女子は50.2歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和6年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

標準報酬月額の平均は、令和6年度末現在で33万2千円(男子は37万7千円、女子は26万7千円)であり、前年度末に比べて1.8%増加している。令和6年度の年度平均についても、32万9千円(男子は37万4千円、女子は26万4千円)と、前年度に比べて1.7%増加している。

短時間労働者の標準報酬月額の平均は、令和6年度末現在で15万5千円(男子は16万8千円、女子は15万1千円)であり、前年度末に比べて1.9%増加している。令和6年度の年度平均については、15万4千円(男子は16万6千円、女子は15万円)と、前年度に比べて2.5%増加している。

標準賞与額の1回当たりの平均は、令和6年度で46万円(男子は54万3千円、女子は33万2千円)であり、前年度に比べて4.6%増加している。

短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和6年度で13万3千円(男子は15万6千円、女子は12万7千円)であり、前年度に比べて43.6%増加している。

一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和6年度で469万1千円(男子は538万4千円、女子は368万5千円)であり、前年度に比べて1.8%増加している。

短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和6年度で199万6千円(男子は216万4千円、女子は194万4千円)であり、前年度に比べて4.6%増加している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		(再掲) 短時間労働者			(再掲) 短時間労働者			(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和2年度	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025
	3	318,593	361,563	251,727	148,938	160,714	144,923	315,728	358,232	249,290
	4	320,919	364,623	255,093	146,972	158,942	143,055	319,409	362,608	253,504
	5	326,159	370,412	260,712	152,267	164,347	148,448	323,319	367,238	257,994
	6	331,936	377,056	266,974	155,125	167,549	151,381	328,965	373,605	264,079
	伸び率 (%)	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4
伸び率 (%)	3	1.8	1.8	2.1	2.1	1.6	2.4	0.9	0.9	1.3
	4	0.7	0.8	1.3	△ 1.3	△ 1.1	△ 1.3	1.2	1.2	1.7
	5	1.6	1.6	2.2	3.6	3.4	3.8	1.2	1.3	1.8
	6	1.8	1.8	2.4	1.9	1.9	2.0	1.7	1.7	2.4

		標準賞与額1回当たりの平均			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		(再掲) 短時間労働者			(再掲) 短時間労働者			(再掲) 短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	令和2年度	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652
	3	433,313	512,048	304,082	98,223	123,477	89,877	4,479,701	5,130,762	3,462,009
	4	441,282	522,068	311,001	94,130	118,699	86,396	4,542,589	5,209,225	3,525,550
	5	439,922	521,259	311,972	92,788	115,538	85,836	4,606,395	5,287,014	3,594,026
	6	460,282	542,691	332,213	133,203	156,044	126,543	4,691,345	5,383,938	3,684,637
	伸び率 (%)	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1
伸び率 (%)	3	1.6	1.5	2.8	12.5	7.7	15.2	1.3	1.2	1.8
	4	1.8	2.0	2.3	△ 4.2	△ 3.9	△ 3.9	1.4	1.5	1.8
	5	△ 0.3	△ 0.2	0.3	△ 1.4	△ 2.7	△ 0.6	1.4	1.5	1.9
	6	4.6	4.1	6.5	43.6	35.1	47.4	1.8	1.8	2.5

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの各月末における被保険者数の合計で割ったものである。

4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

5. 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 納付状況

令和6年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,619万人となっており、前年度末に比べて4万人（0.1%）減少している。うち、老齢年金の受給者数は1,578万人、通算老齢年金・25年未満の受給者数は1,402万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総 数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和2年度	3,581	1,553	1,415	47	567
3	3,588	1,562	1,405	49	573
4	3,598	1,564	1,406	50	577
5	3,622	1,572	1,417	52	581
6	3,619	1,578	1,402	55	584

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度末現在における厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万1千円、通算老齢年金・25年未満が6万8千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和2年度	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947
3	145,665	150,548	68,618	63,308	102,368	82,371
4	144,982	149,216	69,612	63,538	101,456	81,540
5	147,360	151,312	72,189	65,102	102,691	82,569
6	151,142	154,598	77,968	68,135	104,130	84,228

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和6年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は26兆3,750億円となっており、前年度末に比べて6,190億円（2.4%）増加している。

表7 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総 数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和2年度	255,715	172,010	24,856	3,221	55,629
3	254,996	171,104	24,737	3,300	55,855
4	253,087	169,272	24,718	3,358	55,739
5	257,560	171,796	25,463	3,521	56,780
6	263,750	175,720	26,018	3,723	58,288

- 注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は3,756万人となっており、前年度末に比べて11万4千人（0.3%）減少している。うち、老齢年金の受給権者数は1,609万人となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総 数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
令和2年度	3,768	1,610	1,490	66	602
3	3,769	1,618	1,474	68	609
4	3,749	1,600	1,466	69	614
5	3,767	1,605	1,472	72	617
6	3,756	1,609	1,451	74	622

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度末現在の厚生年金保険（第1号）の老齢給付の受給権者の平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が15万円、通算老齢年金・25年未満が6万8千円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号）受給権者平均年金月額の推移

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金	(年度末現在、単位：円)
		(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし				
令和2年度	144,366	150,580	70,924	61,445	97,061	80,892	
3	143,965	149,656	73,208	62,676	96,998	80,351	
4	143,973	148,402	71,134	63,061	96,220	79,557	
5	146,429	150,556	73,537	64,633	97,529	80,573	
6	150,289	153,895	79,220	67,703	99,171	82,209	

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

- 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
- 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和6年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は27兆353億円となっており、前年度末に比べて6,131億円（2.3%）増加している。

表10 厚生年金保険（第1号）受給権者年金総額の推移

	総 数					(年度末現在、単位：億円)
		老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付	
令和2年度	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196	
3	264,180	175,942	25,966	4,817	57,455	
4	259,858	171,912	25,704	4,862	57,380	
5	264,222	174,272	26,399	5,059	58,492	
6	270,353	178,071	26,877	5,313	60,093	

注1. 厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

- 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 遺族給付とは、遺族年金と通算遺族年金のことである。

令和6年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、56万7千人であり、平均年金月額は、9万8千円である。

また、令和6年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、51万5千人であり、平均年金月額は、9万6千円である。

表11 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

（単位：万人、円）

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和2年度	52.4	83,956	40.0	80,810
3	53.9	89,036	39.8	85,613
4	31.6	83,063	28.6	82,010
5	57.4	86,984	52.2	85,124
6	56.7	97,967	51.5	96,276

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成 25 年度に完了し、64 歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64 歳までと 65 歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分については、支給開始年齢が平成 25 年度に 61 歳、平成 28 年度に 62 歳、令和元年度に 63 歳、令和 4 年度に 64 歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和 2 年度から令和 3 年度の 60~62 歳、令和 4 年度から令和 6 年度の 60~63 歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者等であり、繰上げ期間に応じて年金額が減額されるものの、基礎年金も同時に繰上げが行われているため、平均年金月額が高くなっている。

表 12 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和 2 年度	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8
3	0.4	0.9	1.6	34.3	41.0	1,004.6
4	0.7	1.2	1.7	2.3	43.7	1,010.4
5	0.8	1.5	1.9	2.3	35.1	1,018.6
6	1.2	2.0	2.7	3.1	35.7	1,023.4

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和 2 年度	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391
3	88,303	96,213	108,082	90,564	90,843	169,006
4	96,583	92,895	106,853	112,992	90,609	167,388
5	98,221	102,329	103,769	114,346	94,182	169,484
6	102,162	106,659	111,783	114,507	96,980	173,033

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢の段階的引上げが平成 30 年度に完了し、64 歳までは原則として報酬比例部分のみの年金となっているため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準は、64 歳までと 65 歳以上で大きな違いが見られる。

一方で、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成 30 年度に 61 歳、令和 3 年度に 62 歳、令和 6 年度に 63 歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、令和 2 年度の 60 歳、令和 3 年度から令和 5 年度の 60・61 歳、令和 6 年度の 60～62 歳で少なくなっている。なお、これらの者は繰上げを選択した者であり、繰上げ期間に応じて年金額が減額されるものの、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表 13 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和 2 年度	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2
3	0.1	0.2	12.9	14.9	14.7	492.5
4	0.1	0.2	11.7	13.4	16.2	498.0
5	0.1	0.3	11.9	14.3	15.4	503.2
6	0.2	0.4	0.4	15.0	16.4	508.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
令和 2 年度	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205
3	80,556	83,785	55,371	51,206	49,182	109,261
4	84,623	83,049	55,477	56,063	49,763	109,165
5	86,038	88,522	56,643	57,447	53,346	111,479
6	87,483	92,097	94,706	59,209	55,371	114,797

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

令和6年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、424万3千人となっており、前年度末に比べて10万4千人(2.5%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数は345万4千人となっており、前年度末に比べて21万5千人(6.6%)増加している。

令和6年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、415万9千人となっており、前年度末に比べて11万9千人(2.9%)増加している。そのうち、65歳以上の新法老齢厚生年金受給者数は344万4千人となっており、前年度末に比べて21万5千人(6.7%)増加している。

表14 在職者に係る厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位：万人)

	受給権者数			受給者数		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
令和2年度	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)
3	400.7 (286.7)	258.3 (198.4)	142.4 (88.4)	366.4 (285.3)	237.2 (197.7)	129.1 (87.6)
4	401.0 (307.9)	248.0 (210.4)	153.0 (97.5)	390.0 (306.8)	242.9 (210.0)	147.1 (96.9)
5	413.9 (323.9)	250.9 (219.2)	163.0 (104.7)	404.0 (322.9)	246.9 (218.7)	157.1 (104.1)
6	424.3 (345.4)	265.0 (230.5)	159.3 (114.9)	415.9 (344.4)	261.1 (230.0)	154.8 (114.3)

注1. 老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金・25年未満)の受給権者及び受給者を計上している。

2. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
② 適用事業所に使用される70歳以上の者
③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者に係る数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3. ()内の数値は、在職者に係る65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。

老齢厚生年金受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和6年度末現在で繰上げ率は1.2%、繰下げ率は1.9%となっている。

**表15 厚生年金保険（第1号）
(老齢厚生年金) 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
令和2年度	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0
3	27,722,776	155,968	0.6	27,244,571	98.3	322,237	1.2
4	28,045,102	206,757	0.7	27,463,864	97.9	374,481	1.3
5	28,391,040	259,815	0.9	27,686,047	97.5	445,178	1.6
6	28,697,329	350,650	1.2	27,798,044	96.9	548,635	1.9

注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

3. 老齢厚生年金受給権者のうち、年金制度改正法（令和2年法律第40号）により新たに設けられた5年超の繰下げをしている者は、令和6年度末現在で27,983人である。

年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、令和6年度末現在で繰上げ率は0.7%、繰下げ率は4.2%で上昇傾向となっている。

**表16 厚生年金保険（第1号）
(老齢厚生年金) 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移**

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
令和2年度	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6
3	1,459,914	・	・	1,431,363	98.0	28,548	2.0
4	1,380,129	・	・	1,350,789	97.9	29,339	2.1
5	1,300,190	11,845	0.9	1,246,684	95.9	41,660	3.2
6	1,249,727	8,596	0.7	1,188,025	95.1	53,106	4.2

注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。

2. 令和2年年金制度改正法により、令和4年4月以降、繰下げ年齢の上限が70歳から75歳（65歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が5年から10年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

III. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

令和6年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,368万人となっており、前年度末に比べて19万人（1.4%）減少している。男女別にみると、男子は723万人（対前年度末比8万人、1.1%減）、女子は645万人（対前年度末比11万人、1.7%減）となっている。

令和6年度末現在の第3号被保険者数は、641万人となっており、前年度末に比べて45万人（6.5%）減少している。男女別にみると、男子は13万人（対前年度末比0.4万人、3.1%増）、女子は628万人（対前年度末比45万人、6.7%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)			(再掲) 任意加入被保険者				第3号被保険者		
	総数	男	女	総数	60歳 未満	60～ 64歳	65歳 以上	総数	男	女
		子	子		子	子	子		子	子
令和2年度	1,449	758	691	19	4	15	0	793	12	781
3	1,431	750	682	19	4	15	0	763	12	751
4	1,405	741	664	20	4	16	0	721	12	709
5	1,387	731	656	21	4	16	0	686	13	673
6	1,368	723	645	21	4	16	0	641	13	628

令和6年度末現在の全額免除・猶予者数は592万人、全額免除・猶予割合は44.0%となっている。また、一部免除者数は33万人、一部免除割合は2.5%となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

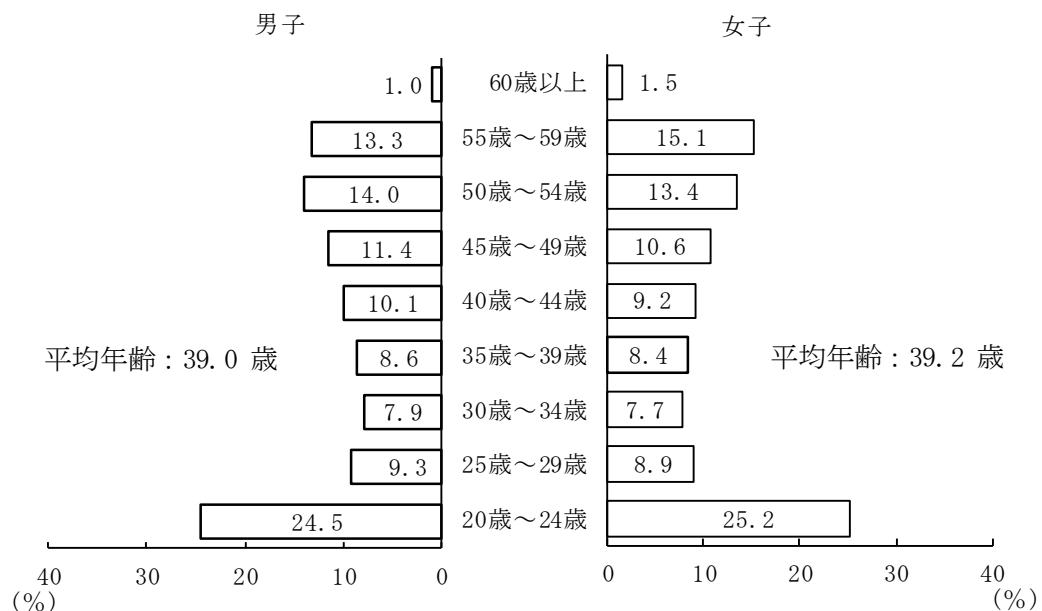
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除・猶予者					一部免除者					産前 産後 免除者	
	総数	全額免除・ 猶予割合 (%)	法定 免除	申請 全額 免除	学生 納付 特例	納付 猶予	総数	一部免除 割合 (%)	申請 3/4 免除	申請 半額 免除	申請 1/4 免除	
令和2年度	609	(42.6)	139	235	177	58	36	(2.5)	19	11	6	1
3	612	(43.4)	141	241	171	59	35	(2.5)	18	11	6	1
4	606	(43.8)	143	240	166	58	33	(2.4)	17	10	6	1
5	596	(43.6)	145	233	160	58	32	(2.3)	16	10	6	1
6	592	(44.0)	146	230	159	58	33	(2.5)	16	11	6	1

注. 「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

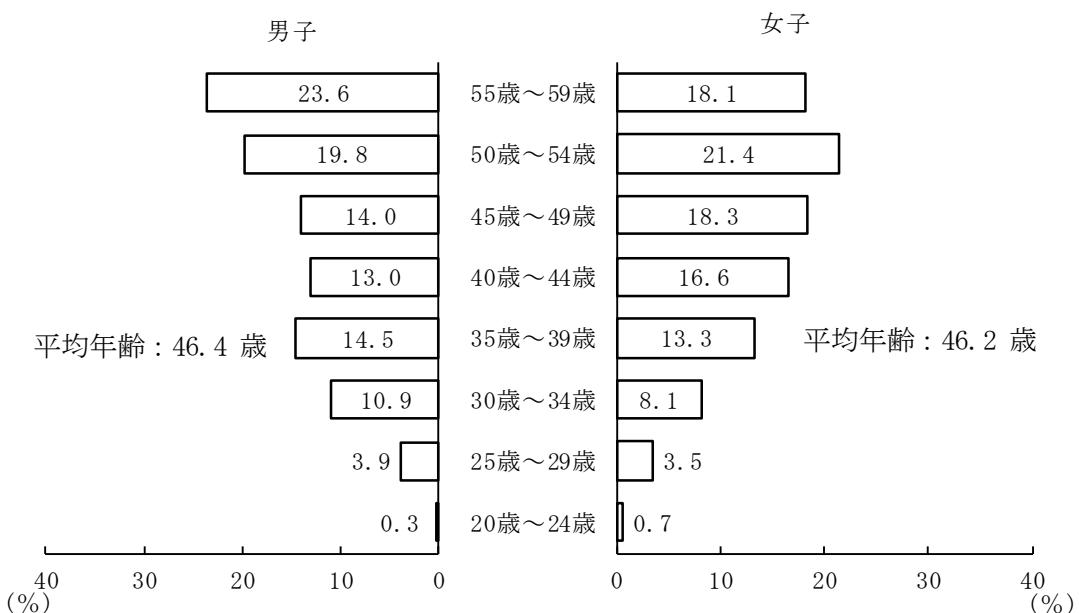
令和6年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は50～54歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は50～54歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39.0歳、女子は39.2歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和6年度末）



注：「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和6年度末）



(2) 納付状況

令和6年度末現在の国民年金受給者数は3,630万人となっており、前年度末に比べて5万人(0.1%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、645万人となっている。

表19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和2年度	3,596 (863) [751]	3,290 (650) [543]	93 (39) [39]	204 (171) [166]	9 (4) [3]
3	3,614 (840) [725]	3,304 (628) [518]	92 (34) [34]	209 (174) [169]	9 (4) [3]
4	3,616 (814) [696]	3,302 (603) [491]	92 (30) [30]	213 (177) [172]	9 (4) [3]
5	3,626 (791) [671]	3,306 (580) [466]	93 (27) [26]	218 (181) [176]	9 (4) [3]
6	3,630 (766) [645]	3,305 (555) [440]	94 (24) [23]	222 (183) [178]	9 (4) [3]

1. 国民年金受給者については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

国民年金の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和6年度末現在で5万9千円、令和6年度新規裁定者で5万6千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給者の平均年金月額は、令和6年度末現在で5万5千円となっている。

表 20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定				
令和2年度	56,358	54,410		19,282	72,039	84,173
	(52,896)	(58,421)		(19,091)	(72,290)	(77,276)
	[51,276]	[55,253]		[19,084]	[72,329]	[74,351]
	56,479	54,040		19,398	71,868	84,349
	(53,185)	(58,188)		(19,084)	(72,098)	(77,994)
	[51,514]	[54,735]		[19,073]	[72,134]	[75,222]
3	56,428	53,615		19,495	71,499	84,352
	(53,319)	(58,113)		(19,012)	(71,700)	(78,513)
	[51,607]	[54,850]		[18,994]	[71,728]	[75,847]
4	57,700	55,252		20,087	72,891	86,500
	(54,667)	(59,665)		(19,398)	(73,081)	(80,932)
	[52,870]	[56,241]		[19,373]	[73,106]	[78,300]
5	59,431	56,374		20,862	74,691	88,917
	(56,476)	(61,535)		(19,953)	(74,866)	(83,351)
	[54,578]	[57,975]		[19,915]	[74,886]	[80,716]
6						

- 注 1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

令和6年度末現在の国民年金受給者の年金総額は25兆8,897億円となっており、前年度末に比べて7,788億円（3.1%）増加している。

表 21 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老齢年金 ・25年以上			障害年金	遺族年金
			通算老齢年金 ・25年未満			
令和2年度	243,212	222,529	2,148		17,613	923
	244,997	223,921	2,151		18,012	911
	244,936	223,599	2,163		18,273	902
	251,109	228,886	2,243		19,068	913
	258,897	235,720	2,363		19,879	936

注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

令和6年度末現在の国民年金受給権者数は3,696万人となっており、前年度末に比べて5万人(0.1%)増加している。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、662万人となっている。

表22 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
令和2年度	3,660 (884) [769]	3,328 (656) [548]	94 (39) [39]	216 (180) [175]	23 (8) [7]
3	3,679 (861) [743]	3,343 (635) [524]	93 (35) [34]	220 (183) [178]	22 (8) [7]
4	3,682 (834) [714]	3,342 (610) [497]	93 (30) [30]	224 (186) [181]	22 (8) [7]
5	3,691 (811) [689]	3,346 (587) [472]	94 (27) [27]	229 (189) [184]	22 (8) [6]
6	3,696 (786) [662]	3,345 (562) [446]	95 (24) [24]	233 (192) [186]	22 (8) [6]

- 注1. 国民年金受給権者については、旧法国民年金の受給権者と新法基礎年金の受給権者の合計であり、基礎年金受給権者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。
2. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
3. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
4. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

国民年金の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和6年度末現在で5万9千円、令和6年度新規裁定者で5万6千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の老齢年金受給権者の平均年金月額は、令和6年度末現在で5万4千円となっている。

表23 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定				
令和2年度	56,252	54,421		19,280	71,806	63,110
	(52,752)	(58,420)		(19,067)	(72,078)	(60,183)
	[51,112]	[55,259]		[19,060]	[72,126]	[58,797]
3	56,368	54,050		19,397	71,654	63,086
	(53,031)	(58,186)		(19,057)	(71,902)	(60,332)
	[51,338]	[54,744]		[19,046]	[71,946]	[59,003]
4	56,316	53,619		19,494	71,295	62,794
	(53,157)	(58,107)		(18,982)	(71,516)	(60,239)
	[51,419]	[54,850]		[18,965]	[71,553]	[58,973]
5	57,584	55,256		20,086	72,694	64,176
	(54,492)	(59,657)		(19,366)	(72,906)	(61,806)
	[52,666]	[56,234]		[19,339]	[72,938]	[60,536]
6	59,310	56,375		20,859	74,501	65,930
	(56,285)	(61,524)		(19,914)	(74,700)	(63,660)
	[54,353]	[57,954]		[19,876]	[74,727]	[62,354]

注1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

令和6年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は26兆3,052億円となっており、前年度末に比べて7,906億円（3.1%）増加している。

表24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老齢年金 ・25年以上			障害年金	遺族年金
			通算老齢年金 ・25年未満			
令和2年度	247,137	224,660	2,170		18,595	1,712
3	248,936	226,120	2,175		18,947	1,694
4	248,889	225,819	2,187		19,205	1,678
5	255,146	231,181	2,268		19,993	1,703
6	263,052	238,103	2,390		20,812	1,747

注. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

老齢基礎年金（25年以上）の受給者の平均年金月額は、令和6年度末現在で6万円となっている。繰上げ・繰下げ状況の別にみると、繰上げが4万6千円、本来が6万1千円、繰下げが7万7千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
令和2年度	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723
3	3,274	56,621	355	43,985	2,859	57,795	60	75,260
4	3,278	56,545	345	43,979	2,867	57,644	66	74,532
5	3,286	57,801	336	45,012	2,877	58,844	73	75,563
6	3,289	59,521	330	46,448	2,875	60,503	84	77,244

注：老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

国民年金（5年年金を除く）の受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。

令和6年度末現在の基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は23.2%、繰下げ率は2.4%となっている。

表26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、%）

	総 数	繰 上 げ		受給率	本 来		繰 下 げ	受給率
		受給者数	平均年金月額		受給者数	平均年金月額		
令和2年度	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6	
3	34,349,567	3,843,930	11.2	29,893,798	87.0	611,839	1.8	
4	34,336,782	3,693,670	10.8	29,970,646	87.3	672,466	2.0	
5	34,383,175	3,566,736	10.4	30,057,860	87.4	758,579	2.2	
6	34,395,667	3,479,097	10.1	30,035,137	87.3	881,433	2.6	

	（再掲） 基礎のみ・ 旧国年	繰 上 げ		受給率	本 来		繰 下 げ	受給率
		受給者数	平均年金月額		受給者数	平均年金月額		
令和2年度	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7	
3	6,459,154	1,740,807	27.0	4,599,981	71.2	118,366	1.8	
4	6,214,587	1,594,806	25.7	4,497,865	72.4	121,916	2.0	
5	5,988,798	1,465,488	24.5	4,394,134	73.4	129,176	2.2	
6	5,743,133	1,332,240	23.2	4,271,771	74.4	139,122	2.4	

注1. 旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

2. 「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

3. 老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）のうち、年金制度改革法（令和2年法律第40号）により新たに設けられた5年超の繰下げをしている者は、令和6年度末現在で4,791人である。

年度末時点で 70 歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は低下傾向にある一方で、繰下げ率は上昇傾向にある。令和 6 年度末現在で 70 歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は 10.1%、繰下げ率は 5.5% となっている。

表 27 国民年金（老齢基礎年金） 70 歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
						繰 上 げ	受給率
令和 2 年度	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2
3	1,628,983	139,510	8.6	1,448,360	88.9	41,113	2.5
4	1,535,172	128,066	8.3	1,364,238	88.9	42,868	2.8
5	1,443,410	105,298	7.3	1,277,354	88.5	60,758	4.2
6	1,382,953	94,816	6.9	1,212,592	87.7	75,545	5.5

	(再掲) 基礎のみ	繰 上 げ	受給率	本 来	受給率	繰 下 げ	受給率
						繰 上 げ	受給率
令和 2 年度	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6
3	171,771	27,289	15.9	139,229	81.1	5,253	3.1
4	162,463	23,066	14.2	134,093	82.5	5,304	3.3
5	153,843	17,715	11.5	129,003	83.9	7,125	4.6
6	144,673	14,647	10.1	122,001	84.3	8,025	5.5

注 1. 令和 2 年年金制度改革法により、令和 4 年 4 月以降、繰下げ年齢の上限が 70 歳から 75 歳（65 歳に達した日後に受給権を取得した者は繰下げの上限が 5 年から 10 年）に引き上げられたが、上表は、年度末時点で 70 歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況を示している。

2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考資料 1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和6年度末現在)

都道府県	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
人	円	人	円	
全 国	15,781,273	151,142	33,052,220	59,431
北 海 道	645,946	141,069	1,518,702	58,435
青 岩 宮	154,131	128,129	387,393	57,137
森 手 城	180,514	132,943	385,355	60,720
秋 田	296,629	144,920	619,968	59,532
山 福 茨	157,668	129,503	337,028	59,147
福 島 城	179,536	131,169	343,800	60,827
茨 城 木	285,764	136,880	555,955	59,922
栃 木 馬	359,236	152,963	793,374	59,395
群 馬	256,643	149,631	536,581	59,544
258,559	148,666	547,280	60,564	
埼 千 東	840,139	161,752	1,802,777	59,007
千 葉 京	722,926	165,103	1,592,783	59,354
東 川 奈	1,264,691	163,892	2,763,123	58,313
神 新 濑	1,015,785	170,457	2,133,754	59,342
新 濑	376,592	138,683	681,115	61,957
富 石 福	187,459	144,644	314,111	62,989
石 井 山	172,813	141,792	314,120	61,923
福 井 山	135,133	140,787	222,217	62,290
山 梨 長	106,918	144,665	237,977	59,275
長 野	333,971	144,668	621,746	62,030
岐 静 愛	272,398	149,910	567,973	61,248
静 岡 知	548,712	151,960	1,049,839	61,150
愛 三 重	869,651	160,766	1,779,193	60,034
三 重 賀	248,879	151,949	499,990	61,403
滋 賀	189,781	154,456	363,441	61,172
京 大 兵	306,792	151,483	667,161	58,206
大 阪 庫	955,206	156,272	2,071,773	57,122
兵 庫 良	685,504	159,086	1,449,849	59,138
奈 和 歌	166,147	162,292	394,017	58,961
和 山	114,135	145,933	284,033	57,784
鳥 島 岡	93,936	133,459	168,311	61,502
島 岡 広	119,738	133,918	213,251	62,287
岡 山 島	289,388	146,429	532,668	61,564
広 島 口	400,511	150,745	766,938	60,991
山 口	214,048	148,166	429,537	61,120
徳 香 愛	112,045	134,131	221,933	58,797
香 岸 知	151,903	144,026	286,088	61,718
愛 岸 知	190,493	140,301	411,652	59,792
高 知 岡	103,252	132,202	220,934	57,926
福 岡	634,167	145,822	1,303,188	58,300
佐 長 熊	114,954	134,191	235,463	61,084
長 崎 本	178,334	136,825	404,364	58,617
熊 本 分	233,506	132,740	516,458	59,907
大 宮 崎	163,188	136,507	346,542	58,397
宮 崎	149,658	129,224	325,307	59,234
鹿 児 島	217,632	133,343	484,282	59,659
児 島 緯	113,770	128,819	304,952	54,217
そ の 他	12,492	133,788	43,924	30,785

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和6年度末現在)

年齢	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合計	人 16,085,696	円 150,289	人 33,454,617	円 59,310
60	13,908	99,664	29,516	45,186
61	23,141	104,455	44,556	46,371
62	31,054	109,323	56,871	47,784
63	181,129	68,758	63,333	47,258
64	520,927	83,901	62,327	47,896
小計	770,159	82,267	256,603	47,138
65	548,816	149,862	991,855	61,240
66	622,057	152,378	1,166,261	61,369
67	599,665	152,356	1,142,146	61,345
68	624,475	152,709	1,209,114	61,293
69	663,386	151,284	1,274,221	60,978
小計	3,058,399	151,753	5,783,597	61,240
70	693,902	150,455	1,330,516	61,011
71	720,661	148,371	1,386,872	60,770
72	761,338	146,858	1,460,900	60,234
73	803,781	145,583	1,531,706	60,032
74	807,272	147,774	1,645,147	59,813
小計	3,786,954	147,730	7,355,141	60,339
75	823,713	151,410	1,784,737	59,659
76	825,232	151,241	1,797,494	59,555
77	825,342	150,962	1,810,729	59,349
78	635,172	150,862	1,374,379	59,124
79	433,550	153,115	945,226	58,676
小計	3,543,009	151,377	7,712,565	59,346
80	522,820	153,729	1,162,964	58,623
81	562,383	155,460	1,265,890	58,269
82	514,301	157,744	1,167,995	58,003
83	509,638	159,994	1,180,530	57,857
84	435,997	162,555	1,040,497	59,675
小計	2,545,139	157,689	5,817,876	58,454
85	361,117	163,947	874,608	59,425
86	310,137	165,577	761,480	59,228
87	318,065	165,557	806,037	59,204
88	270,820	166,200	711,811	58,756
89	243,217	166,767	660,325	58,572
小計	1,503,356	165,486	3,814,261	59,066
90歳以上	878,680	164,027	2,714,574	55,633

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
4. 本表においては、
- ・65歳未満の厚生年金保険(第1号)の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること
 - ・65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であること
- に留意が必要である。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和6年度末現在)

年金月額	総数	男	女
		子	子
合計	人	人	人
16,085,696	10,679,944	5,405,752	
万円以上	万円未満		
～1	43,399	30,446	12,953
1～2	14,137	10,257	3,880
2～3	35,397	5,404	29,993
3～4	68,210	5,185	63,025
4～5	76,692	14,747	61,945
5～6	108,447	39,134	69,313
6～7	315,106	134,214	180,892
7～8	578,950	230,186	348,764
8～9	802,179	260,278	541,901
9～10	1,011,457	260,099	751,358
10～11	1,112,828	298,838	813,990
11～12	1,071,485	376,357	695,128
12～13	979,155	456,689	522,466
13～14	923,506	549,337	374,169
14～15	929,264	657,775	271,489
15～16	965,035	764,713	200,322
16～17	1,001,322	853,718	147,604
17～18	1,031,951	926,462	105,489
18～19	1,026,888	955,327	71,561
19～20	962,615	913,998	48,617
20～21	853,591	820,204	33,387
21～22	704,633	682,702	21,931
22～23	523,958	509,842	14,116
23～24	350,004	341,191	8,813
24～25	230,211	224,720	5,491
25～26	150,796	147,563	3,233
26～27	94,667	92,856	1,811
27～28	55,083	54,156	927
28～29	30,289	29,810	479
29～30	15,158	14,935	223
30～	19,283	18,801	482
平均年金月額	円	円	円
	150,289	169,967	111,413

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 本表においては、
- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和6年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
		子	子		子	子		子	子
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
万円以上 万円未満	33,454,617	14,406,115	19,048,502	5,608,982	1,401,214	4,207,768	4,442,745	830,877	3,611,868
~ 1	51,828	10,848	40,980	19,859	1,357	18,502	19,523	1,183	18,340
1 ~ 2	213,583	43,006	170,577	72,285	7,526	64,759	71,505	7,154	64,351
2 ~ 3	684,559	166,997	517,562	201,316	29,138	172,178	199,242	28,189	171,053
3 ~ 4	2,061,539	516,309	1,545,230	656,174	88,576	567,598	648,880	85,509	563,371
4 ~ 5	3,880,083	1,139,415	2,740,668	820,317	168,400	651,917	771,673	142,939	628,734
5 ~ 6	6,410,228	2,197,700	4,212,528	1,077,243	243,280	833,963	912,269	151,682	760,587
6 ~ 7	17,155,059	9,661,504	7,493,555	2,080,626	699,869	1,380,757	1,199,789	265,747	934,042
7 ~	2,997,738	670,336	2,327,402	681,162	163,068	518,094	619,864	148,474	471,390
平均年金月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	59,310	61,595	57,582	56,337	59,732	55,206	54,412	57,309	53,746

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年（5年年金除く）」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金（5年年金除く）の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険（第1号）】

(令和6年度末現在)

年金月額	総数	男子	女子
		人	人
合計	14,514,498	3,384,796	11,129,702
万円以上 万円未満			
～ 1	424,550	24,039	400,511
1 ～ 2	415,978	62,100	353,878
2 ～ 3	458,918	108,646	350,272
3 ～ 4	605,022	154,369	450,653
4 ～ 5	1,018,694	219,340	799,354
5 ～ 6	1,638,370	300,262	1,338,108
6 ～ 7	2,495,778	475,303	2,020,475
7 ～ 8	3,048,216	621,374	2,426,842
8 ～ 9	2,259,284	515,755	1,743,529
9 ～ 10	1,165,500	376,070	789,430
10 ～	984,188	527,538	456,650
平均年金月額	円 67,703	円 75,006	円 65,482

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和6年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
		人	人		人	人		人	人
合計	954,795	455,331	499,464	238,718	61,512	177,206	236,339	60,136	176,203
万円以上 万円未満									
～ 1	119,452	42,943	76,509	44,811	9,862	34,949	44,676	9,779	34,897
1 ～ 2	360,990	170,760	190,230	87,803	23,181	64,622	87,014	22,708	64,306
2 ～ 3	302,261	159,723	142,538	63,168	16,760	46,408	62,352	16,269	46,083
3 ～ 4	143,555	72,653	70,902	31,571	9,130	22,441	31,040	8,850	22,190
4 ～ 5	25,285	8,511	16,774	10,027	2,293	7,734	9,924	2,247	7,677
5 ～	3,252	741	2,511	1,338	286	1,052	1,333	283	1,050
平均年金月額	円 20,859	円 21,392	円 20,374	円 19,914	円 20,439	円 19,732	円 19,876	円 20,379	円 19,704

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が原則として25年未満の者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者をいう。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総 数（件）			【参考】 離婚件数（組）
		離婚分割	3号分割のみ	
令和2年度	29,781	20,695	9,086	188,657
3	34,135	23,359	10,776	180,727
4	32,927	21,893	11,034	180,583
5	32,642	21,625	11,017	184,223
6	35,755	23,383	12,372	183,840

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、各年度内において、離婚分割（3号分割）に係る標準報酬改定処理がされた、被保険者記録に係る数値を計上しており、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
4. 離婚件数は、「人口動態統計月報（概数）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者			第2号改定者		
	平均年金月額（円）			平均年金月額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和2年度	145,061	115,963	△ 29,098	51,585	82,358	30,774
3	144,951	115,492	△ 29,459	54,281	85,394	31,112
4	146,961	115,363	△ 31,598	55,215	87,949	32,734
5	154,497	123,011	△ 31,486	57,979	91,081	33,102
6	156,324	124,917	△ 31,408	60,934	94,509	33,575

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者をいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者をいう。
2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。
3. 各年度内において、離婚分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以後に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数を計上している。
4. この表において、改定前とは離婚分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは離婚分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、離婚分割額改定処理以外の額改定も含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男 子			女 子		
	平均年金月額（円）			平均年金月額（円）		
	改定前	改定後	変動差	改定前	改定後	変動差
令和2年度	136,494	131,163	△ 5,330	40,945	46,895	5,950
3	138,108	131,547	△ 6,561	41,197	47,196	6,000
4	139,271	131,139	△ 8,132	44,555	51,793	7,238
5	144,871	137,799	△ 7,071	45,420	53,199	7,779
6	149,795	141,597	△ 8,199	48,668	56,985	8,317

- 注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。
2. 各年度内において、3号分割に係る年金額改定処理がされた、老齢給付受給権者（ただし、額改定処理の前月以前に受給権者であった者に限る。また、額改定処理がされた月以後に当該年度内に失権した者を含む。）に係る数を計上している。
3. この表において、改定前とは3号分割額改定処理が行われた月の前月時点、改定後とは3号分割額改定処理が行われた当月時点であり、改定後の年金額には、3号分割額改定処理以外の額改定も含む。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 所定内賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 51 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 50 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、④のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、④のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

※1 ④のアの「地方公共団体」、及び④のイの要件は平成 29 年 4 月より追加されている。

※2 令和 4 年 9 月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ 501 人以上、500 人以下となっており、①～④の要件に加え、「雇用期間が 1 年以上見込まれること」の要件を満たす者としている。

※3 令和4年10月以降令和6年9月以前は、④のア、イの従業員数の規模要件はそれぞれ101人以上、100人以下となっている。

育児休業等の被保険者

厚生年金保険法第81条の2又は第81条の2の2の規定により、当該月の保険料を免除される者をいう。

厚生年金保険の都道府県別事業所数及び被保険者数等

厚生年金保険の都道府県別の事業所数及び被保険者数等は、被保険者が勤務する事業所を管轄する年金事務所の所在地で都道府県別の表章を行っている。

新法・旧法

昭和60年に国民年金法等の一部が改正され、昭和61年4月1日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和60年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

失権

当該期間（月又は年度）中に年金受給権を失った者が対象であり、年金額については失権した時点での年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した場合、法律上特別支給の老齢厚生年金は失権するが、統計上は失権には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額、年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰上げした者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがないかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

1級又は2級の障害厚生年金受給権者の中には、基礎年金月額が含まれている。ただし、1級又は2級の障害厚生年金受給権者で、障害が軽くなったことにより3級の障害厚生年金受給権者になった場合には、平均年金月額に障害基礎年金額を含めずに計算している。

厚生年金保険の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	老齢相当	退職年金 減額退職年金
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金		通老相当 ・25年未満	通算退職年金
障害年金(障害給付)					
障害年金	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給(権)者は、厚生年金保険(第1号)の受給(権)者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における) 老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上(中高齢特例に該当する場合は15年以上)ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における) 通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計(通算)して一定期間以上ある場合等に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齢年金(退職)には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の) 老齢相当・通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上）の者を、旧法の老齢年金に相当するものとして「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計をいう。

(国民年金計における) 老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

(厚生年金保険計、国民年金計における) 通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
 - ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計
- をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金受給権者又は受給者のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎あり

新法厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ① 死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ② 厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④ 老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金保険から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的ないもの）
 - 「-」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内訳の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和7年3月）

(単位：件、百万円)

	件 数	給付金総額
総 数	7,819,978	33,857
老齢年金生活者支援給付金	4,504,441	18,674
補足的老齢年金生活者支援給付金	1,060,664	2,309
障害年金生活者支援給付金	2,177,166	12,468
遺族年金生活者支援給付金	77,707	406

注. 令和7年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和7年3月）

(単位：円)

	平均給付金額
老齢年金生活者支援給付金	4,146
補足的老齢年金生活者支援給付金	2,177
障害年金生活者支援給付金	5,727
遺族年金生活者支援給付金	5,228

注. 令和7年3月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和7年3月）

(単位：件、百万円)

都道府県	総 数		老齢年金 生活者支援給付金		補足の老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額
全 国	7,819,978	33,857	4,504,441	18,674	1,060,664	2,309	2,177,166	12,468	77,707	406
北 海 道	468,603	1,983	286,356	1,176	65,231	142	113,794	649	3,222	17
青 森	121,177	574	75,274	362	15,329	34	29,637	173	937	5
岩 手	88,667	427	48,051	233	11,981	27	27,685	162	950	5
宮 城	136,664	614	77,766	339	17,562	39	39,708	229	1,628	9
秋 田	80,758	377	47,727	227	11,574	26	20,777	120	680	4
山 形	59,190	285	30,036	144	7,823	18	20,583	119	748	4
福 島	115,143	529	63,364	288	15,659	35	34,779	199	1,341	7
茨 城	164,820	723	98,272	414	20,678	45	43,959	254	1,911	10
栃 木	110,249	498	61,976	270	14,023	31	32,942	190	1,308	7
群 馬	114,569	512	63,128	273	16,888	38	33,234	195	1,319	7
埼 玉	380,297	1,561	226,122	862	49,232	104	100,522	571	4,421	23
千 葉	345,690	1,445	204,885	794	43,060	93	94,068	538	3,677	19
東 京	663,158	2,727	395,674	1,497	83,069	180	177,705	1,014	6,710	35
神 奈 川	477,471	1,931	275,698	994	59,020	125	137,808	786	4,945	26
新 潟	124,059	573	61,900	279	17,042	38	43,605	248	1,512	8
富 山	49,051	222	22,363	96	7,880	18	18,115	104	693	4
石 川	60,219	269	28,530	121	9,308	21	21,638	123	743	4
福 井	33,120	153	14,095	61	4,610	10	13,925	79	490	3
山 梨	51,756	237	29,788	134	6,568	15	14,897	85	503	3
長 野	113,714	524	51,873	227	15,557	34	44,977	256	1,307	7
岐 阜	108,363	479	57,238	243	16,168	36	33,686	193	1,271	7
静 岡	188,869	839	97,174	414	27,485	60	61,936	353	2,274	12
愛 知	365,089	1,554	201,429	801	48,777	104	110,316	625	4,567	24
三 重	105,242	470	55,857	243	16,171	37	32,136	184	1,078	6
滋 賀	69,417	316	34,868	153	9,904	22	23,672	135	973	5
京 都	180,344	765	108,722	446	25,167	54	44,970	257	1,485	8
大 阪	635,685	2,588	395,945	1,515	81,390	169	153,083	877	5,267	27
兵 庫	367,963	1,523	226,114	891	50,503	109	88,097	506	3,249	17
奈 良	98,924	433	61,446	261	12,343	27	24,326	140	809	4
和 歌 山	84,077	374	52,231	229	10,998	25	20,216	117	632	3
鳥 取	33,464	153	16,157	73	5,247	12	11,685	66	375	2
島 根	41,467	191	19,581	87	6,270	14	15,183	88	433	2
岡 山	112,096	495	57,132	246	18,960	42	34,858	201	1,146	6
広 島	168,826	714	91,721	372	27,336	60	48,033	273	1,736	9
山 口	97,384	420	55,037	235	17,345	39	24,207	141	795	4
徳 島	58,708	266	34,331	154	8,342	18	15,587	92	448	2
香 川	56,978	253	29,853	132	10,173	23	16,335	94	617	3
愛 媛	114,161	512	64,524	291	17,911	40	30,843	176	883	5
高 知	64,114	290	38,583	177	9,251	21	15,827	90	453	2
福 岡	361,640	1,578	214,018	907	47,831	101	96,355	551	3,436	18
佐 賀	49,056	230	24,533	113	6,734	15	17,220	99	569	3
長 崎	114,270	520	68,724	312	15,334	34	29,332	169	880	5
熊 本	135,449	625	74,348	342	19,202	43	40,700	234	1,199	6
大 分	94,188	413	56,181	243	13,082	28	24,184	138	741	4
宮 崎	93,748	421	52,949	239	14,714	32	25,283	146	802	4
鹿児島	144,381	661	81,823	382	22,685	51	38,638	222	1,235	6
沖 縄	117,689	610	71,036	378	9,247	19	36,098	206	1,308	7
そ の 他	11	0	8	0	—	—	2	0	1	0

注. 令和7年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢階級別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和7年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	4,504,441	4,146
70歳未満	439,628	4,905
70～74歳	561,362	4,374
75～79歳	859,446	4,092
80～84歳	950,453	3,936
85～89歳	828,270	3,989
90歳以上	865,282	4,045

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和7年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	1,060,664	2,177
70歳未満	78,381	2,112
70～74歳	188,434	2,051
75～79歳	271,298	2,088
80～84歳	226,193	2,144
85～89歳	163,829	2,273
90歳以上	132,529	2,515

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件、円)

年齢	件数	平均給付金額
総数	2,177,166	5,727
30歳未満	266,276	5,692
30～39歳	316,202	5,668
40～49歳	371,772	5,655
50～59歳	468,876	5,671
60～69歳	384,626	5,749
70～79歳	264,423	5,880
80歳以上	104,991	6,033

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件、円)

年齢	件数	平均給付金額
総数	77,707	5,228
20歳未満	5,687	4,190
20～29歳	529	5,310
30～39歳	7,881	5,310
40～49歳	34,072	5,310
50～59歳	27,828	5,310
60歳以上	1,710	5,310

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齢年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件)

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	4, 504, 441	755, 849	3, 748, 592
千円以上 千円未満			
～ 1	75, 101	12, 061	63, 040
1 ～ 2	314, 450	63, 282	251, 168
2 ～ 3	599, 166	73, 600	525, 566
3 ～ 4	1, 082, 177	119, 043	963, 134
4 ～ 5	1, 034, 357	185, 551	848, 806
5 ～ 6	1, 045, 423	212, 797	832, 626
6 ～ 7	185, 291	46, 006	139, 285
7 ～ 8	93, 265	23, 963	69, 302
8 ～ 9	44, 796	11, 784	33, 012
9 ～ 10	19, 891	5, 084	14, 807
10 ～	10, 524	2, 678	7, 846
平均給付金額	円 4, 146	円 4, 423	円 4, 090

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件)

給付金額	総 数		
		男 子	女 子
総 数	1, 060, 664	176, 651	884, 013
千円以上 千円未満			
～ 1	252, 127	48, 030	204, 097
1 ～ 2	256, 620	47, 023	209, 597
2 ～ 3	244, 296	37, 041	207, 255
3 ～ 4	191, 996	25, 220	166, 776
4 ～	115, 625	19, 337	96, 288
平均給付金額	円 2, 177	円 2, 047	円 2, 203

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件)

給付金額	件 数
総 数	2,177,166
千円以上 千円未満	
5 ~ 6	1,493,700
6 ~ 7	683,466
平均給付金額	円 5,727

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和7年3月）

(単位：件)

給付金額	件 数
総 数	77,707
千円以上 千円未満	
~ 1	—
1 ~ 2	607
2 ~ 3	1,569
3 ~ 4	—
4 ~ 5	—
5 ~	75,531
平均給付金額	円 5,228

注. 令和7年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(6) 月別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

年 月	総 数		老齢年金 生活者支援給付金		補足の老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額	件 数	給付金総額
令和 6 年 4 月	件 7,823,142	百万円 33,830	件 4,555,440	百万円 18,871	件 1,057,413	百万円 2,311	件 2,141,556	百万円 12,289	件 68,733	百万円 360
令和 6 年 5 月	7,813,364	33,803	4,544,994	18,834	1,054,734	2,305	2,144,175	12,302	69,461	363
令和 6 年 6 月	7,803,945	33,776	4,534,926	18,797	1,052,268	2,298	2,146,479	12,313	70,272	368
令和 6 年 7 月	7,796,237	33,756	4,525,839	18,764	1,049,982	2,293	2,149,214	12,326	71,202	372
令和 6 年 8 月	7,792,331	33,754	4,517,693	18,735	1,047,786	2,287	2,154,650	12,355	72,202	378
令和 6 年 9 月	7,785,248	33,737	4,509,460	18,705	1,045,362	2,282	2,157,472	12,369	72,954	382
令和 6 年 10 月	7,914,985	34,155	4,584,893	19,005	1,096,594	2,384	2,159,769	12,380	73,729	386
令和 6 年 11 月	7,832,927	33,856	4,525,041	18,729	1,067,926	2,328	2,165,445	12,410	74,515	390
令和 6 年 12 月	7,837,413	33,891	4,525,503	18,740	1,067,011	2,325	2,169,539	12,431	75,360	394
令和 7 年 1 月	7,837,196	33,901	4,522,613	18,735	1,065,867	2,322	2,172,556	12,446	76,160	398
令和 7 年 2 月	7,828,593	33,880	4,513,403	18,704	1,063,101	2,315	2,175,148	12,459	76,941	402
令和 7 年 3 月	7,819,978	33,857	4,504,441	18,674	1,060,664	2,309	2,177,166	12,468	77,707	406

注. 各月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(7) 月別 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）

年 月	老齢年金 生活者支援給付金	補足の老齢年金 生活者支援給付金	障害年金 生活者支援給付金	遺族年金 生活者支援給付金
	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額
令和 6 年 4 月	円 4,142	円 2,186	円 5,738	円 5,233
令和 6 年 5 月	4,144	2,185	5,737	5,233
令和 6 年 6 月	4,145	2,184	5,736	5,232
令和 6 年 7 月	4,146	2,184	5,735	5,231
令和 6 年 8 月	4,147	2,183	5,734	5,230
令和 6 年 9 月	4,148	2,183	5,733	5,230
令和 6 年 10 月	4,145	2,174	5,732	5,230
令和 6 年 11 月	4,139	2,180	5,731	5,230
令和 6 年 12 月	4,141	2,179	5,730	5,229
令和 7 年 1 月	4,143	2,178	5,729	5,228
令和 7 年 2 月	4,144	2,178	5,728	5,228
令和 7 年 3 月	4,146	2,177	5,727	5,228

注. 各月において認定されている支給分に係る平均給付金額（月額）である。